

本章で述べてきたように、その際に重要となる視点は権利擁護であり、専門技術スタッフには必然的に労働法や契約法に関する知識が必須となるだろう。また、各障害者や各事業所の固有性に対応するには、事業や制度の当初の計画に関わらず、現場で見出される実態に則し臨機応変に対処できるだけの技術と裁量を、第一線のスタッフに思い切って与えることも必要であろう。就業の多様化に伴い、雇用分野と非雇用分野とを相互に移行する多様な個人に対し、良質の支援サービスを提供できる専門技術スタッフの姿を思い描こうとすると、これまでの職業リハビリテーションがもっぱら雇用分野で就業する障害判定枠内の個人（定型的な障害観によって把握される個人）を主たる対象としてきた中では、限界があると言わざるを得ない。従来のように、大まかな障害分類に基づく就職率の統計や、事業や制度のマスタープランの進捗状況に関するマクロなデータを追うだけでは、業務を有效地に改善し必要なサービスを見出すことにつながらない可能性がある。雇用と非雇用との双方の現場で見出される各障害者や各事業所の固有性に着目でき、ミクロなレベルでの的確に対応できるような裁量と責任を伴った専門技術スタッフの専門性の向上が目指されるべきではないか。ただし、その前提には、専門技術スタッフ自身が一層の社会的信頼を得られるよう絶え間ない努力をすることが不可欠だろう。個々の障害者や事業主の特殊性に応じ、専門技術スタッフが真摯に取り組む態度、サービスの利用者の期待を裏切るまいとする高い理想と誇りは、どのような倫理にも勝る価値観となって、その専門技術や知識を存分に生かすだろう。

注

- 1) 自営業者の数は減少傾向にある。大久保（1999）は、自営業の定義を「現金もしくは現物による利益または、家族の利益のために、何らかの仕事をした者（1982年ILO第3回国際労働統計会議）」とした上で、「欧米諸国が多くが、1980年代を境に自営業の減少傾向に歯止めがかかり、増加に転じている」のに、「日本は自営業者数の減少と雇用者数の減少、そして開業率の低下という雇用縮小につながる3つの難問を抱えている」と指摘する。つまり、1980年を100として自営業者の数がどう変化したかを先進各国でみてみると、1995年ではアメリカ（127）、イギリス（176）、ドイツ（171）、イタリア（126）と各国が自営業者が増えたのに対し、日本（89）とフランス（87）は減っている。
- 2) ただし、建築・土木等の事業が数次の請負によって行われる場合、元請負人を使用者とみなして災害補償の義務が課されるという規定がある（労働基準法87条）。また、企業の倒産等により発生した賃金の未払金の一部について労災保険を原資とし国が労働者に対し立替払いする「未払賃金の立替払事業」を、元請け会社の破産で手間賃が未払いになっていた請負の建設職人に対して適用した例がある（朝日新聞2001年5月30日朝刊）。
- 3) この他、65歳に達した日以降に新たに雇用された場合や、4ヶ月以内の期間を予定して行われる季節的事業で雇用された場合等にも適用されない。ただし日雇労働者と船員については別に保険適用の規定がある。
- 4) ただし、労働法が保護の対象としている労働者の範囲は、税法上のそれよりも広い。自営業者は所得税を申告納付しているが、労働法の保護のもとにあるサラリーマンでも、例えば生命保険のライフプランナーの中には、事業所の源泉徴収によらず所得の全てを自ら確定申告し所得税を納めている人たちが存在する。

この層は、仕事の調達や社会保険等の面で保護を受けつつも、自己啓発や研究に要する経費を全額申告書へ計上できる等、自営業者としてのメリットも享受している。

- 5) 「専門技術スタッフ」は、障害者職業総合センター工藤正主任研究員からの示唆に基づき本書で初めて用いる造語である。
- 6) 医療行為のようにその資格を有する者のみがその業務を行うことが許されることが法制度上定められていることを業務独占という。これに対し、その資格を有する者でなければ名乗れない資格名称が法制度上定められていることを名称独占という（藤林，1995）。
- 7) 例えば、海岸の清掃を行う環境ボランティアの活動をこれらの視点からみてみると、まず、①専門家ではない単なる作業員、次に、②護岸や生態系に及ぼす様々なごみの影響から清掃の意義を理解できる専門家、そして、③清掃を計画し、ボランティアを組織して、清掃実施の届出やその成果を自治体へ報告する責任を追う専門技術スタッフ、最後に、④海岸に置き去りにされた船舶等の廃棄物を回収・運搬するためのクレーン車やダンプカーを運転する免許を有しボランティア団体に雇われた業者（専門職）等の仕事に分類できる。
- 8) 従業員 56 人以上の企業では、障害者雇用推進者を選任するよう努めなければならない（「障害者の雇用の促進等に関する法律」78 条の 3）。障害者雇用推進者は、障害者の雇用の促進、障害者の雇用状況報告、解雇の届出等の事務等に関しハローワークとの窓口の役割を担う。
- 9) 身体障害者、知的障害者を合わせて 5 人以上雇う事業主は、一定の資格認定講習（国に代わって都道府県の障害者雇用促進協会または雇用開発協会が開催）を受講させた従業員の中から障害者職業生活指導員を選任し、雇用されている障害者の職業生活に関する相談・指導を行わせる義務がある（「障害者の雇用の促進等に関する法律」79 条）。
- 10) 最初に事故が発覚した雪印乳業（株）大阪工場は、食品衛生法第 7 条の 3 第 1 項に基づく総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認を厚生省から得ていた。
- 11) 従業員が 300 人を超える企業は、法定雇用率（常用労働者の 1.8%）に不足する障害者数 1 人当たり月額 5 万円を国に納付しなければならない（「障害者の雇用の促進等に関する法律」26 条、同附則 3 条、同施行令 17 条）。
- 12) 例えば、「日本航空に対し身障者雇用を求める株主代表訴訟」は、1999 年に市民団体「株主オンブズマン」が日本航空の役員 3 名を相手取って起こした裁判である（朝日新聞 1999 年 7 月 20 日朝刊、森岡（2000）、ホームページ <http://www1.neweb.ne.jp/wa/kabuombu/>）。なお、この裁判はその後、「2010 年度までに法定雇用率を達成するよう経営者側が努力すること等を内容とする和解が成立している（朝日新聞 2001 年 5 月 18 日朝刊）。
- 13) 職業リハビリテーションカウンセリングの定義については安井（1989）が示したものがあるが、筆者の考えでは、その位置づけからみてキャリアカウンセリング（Career counseling）の一形態と捉えることができる。キャリアカウンセリングについて渡辺（1999）は、「日本では、カウンセリングには専門教育が不可欠だと認識がもともと薄いといえ、キャリアカウンセリングの領域は、職業問題と関係が深く情報提供や助言の重要性が高いため、一定の職業経験さえあればなんとかなると思われるがち」と指摘し、キャリアカウンセリングの専門性概念の明確化を訴えている。

- 14) 秋山（2000）は、1987年に資格制度化された社会福祉士の専門性について、「現在の法定資格制度の上に立って、より高度の資格、つまり本格的な社会福祉専門職制度をいかにして構築するかという課題」があると指摘している。また、「ソーシャルワーカーの資格制度（専門職制度）が必要な真の理由は、ワーカーの社会的発言力を増して、クライエントの生活と権利を守ることにある。」と述べ、専門性を議論する前に、さし当たり社会福祉士という「資格をテコにして専門職性を向上させていこうという具体的なやり方」が採られたことを指摘する。また、京極（1998）は、「保健医療分野のソーシャルワーク資格は単なる名称独占で汎用的な基礎資格である社会福祉士資格とは異なり、第一に部分的業務独占性をもち、第二に診療報酬になじんだものでなければならない」と述べている。日本障害者協議会は、1998年の「障害者に関する総合提言（職業リハビリテーション・雇用制度に関する提言）」の中で、4年制大学等で養成され、就業のあらゆる場面で中心的な役割を担う国家資格として「職業生活支援士」の創設を提案している（安井、1999）。
- 15) この京極の文献を直接はひいていないが、後に秋山（2000）も社会福祉分野の専門技術スタッフについて、その専門性、専門職性、専門職制度の3つの概念の区別を重要視している。
- 16) 発声のための筋肉の麻痺や神経疾患等により、声を出したり発語を行うための動きや調整がうまくいかず、声の強弱や高低の失調、または声の震え、あるいは呂律が回りにくいなどの症状が出ている状態。
- 17) 二審は、「北海道龍谷学園労働契約に基づく地位確認等請求(控)事件（平成11年7月9日判決、札幌高裁平成10年（ネ）172号）」。この判決については労務行政研究所（2000）に所収、及び朝日新聞（1999, 7, 10朝刊）に掲載。
- 18) ナチュラルサポートの定義に必ずしも一定したものはないが、ここでは、企業外の専門技術スタッフによる支援を離れ、障害者が職場に適応できるよう周囲の同僚や上司が支援を行うようになることを意味する。
- 19) 職務再配置は、他の従業員の異動パターンとは切り離し、特別にそれまでとは異なる職務に就かせることにより、障害者の能力を引き出そうとすること。これに対し職務再設計は、配置部署や担当させる職務は同じだが仕事のやり方を変えること（道具や作業台の改造等）で他の従業員と同様の成果を出せるように工夫すること。いずれも労務管理の手法である。
- 20) 「日本観光開発雇用契約関係存在確認等請求事件（平成6年5月16日判決、大津地裁昭和63年（ワ）117号）」。この判決については労務行政研究所（1995）所収。他に日本精神薄弱者福祉連盟（1995）も参考にした。
- 21) 東京地裁平成8年（ワ）4272号、平成9年2月7日判決。労務行政研究所（1998）所収。
- 22) 長野地裁平成5年（ワ）158号、平成8年11月29日判決。労務行政研究所（1993）所収。
- 23) 原告は、労使で締結していた勤務ダイヤにもし仮に従った場合、人工透析を受けることができなかった。そこで、勤務ダイヤの改定が為されれば、継続勤務が可能であると主張した。だが労働組合は、賃金制度に共同歩合制を採用しており、他の組合員の賃金がマイナスになること等から、勤務ダイヤ改定に反対していた。
- 24) 大阪地裁平成3年（ヨ）4135号、平成4年6月1日決定。労務行政研究所（1997）所収。

- 25) 最高裁平成 7 年(オ)1230 号賃金等請求事件、平成 10 年 4 月 9 日第一小法廷判決。判例時報 1639 号 (pp. 130) 及び判例タイムズ No. 972 (pp. 122) 所収。
- 26) 民間の事業主は、雇用する常用労働者数のうち 1.8% 以上の人數を身体障害者や知的障害者が占めるようにならなければならない (『障害者の雇用の促進等に関する法律施行令』9 条)。この率 (100 人中 1.8 人) を逆算すると常用労働者数が 55 人を超える 56 人目から初めて 1 人目の障害者数になるから、この義務は 56 人未満の事業所には実質的には課されないことになる。なお、1.8% の障害者雇用率は平成 10 年 7 月以降適用されているが、日本全体の労働者数や障害者数を勘案して 5 年ごとに再検討される (『障害者の雇用の促進等に関する法律』14 条 2 項)。
- 27) 池原 (2001) は、労働法や社会福祉法のような社会法による保護 (セーフティネット) 法制の根底には、「市民社会を構成する市民像のステレオタイプ (教育のある健常な壮年男子)」があり、その枠組みからはずれ、保護の恩恵の対象として判定されると「市民社会ベースの生き方は不可能と見なされる」等、こうした保護法制がかえって「法制度が人々の生きる社会の領域を分離し、隔離して」しまっていると指摘、アメリカの ADA のような民事法による差別禁止法の制定の必要性を訴えている。ADA 型の法制を備えた国は、他にもオーストラリア、カナダ、フィリピン、イギリスなどがある。
- 28) 日経連は「一旦企業に勤めれば定年までは雇用が保障されるといった状況ではない (日経連, 1999)」と明言している。しかし逆に高梨 (朝日新聞 2001 年 5 月 19 日朝刊) は、人材養成が社内養成を中心としたことを強調し、いわゆる「終身雇用」等の日本型雇用慣行が、個々の社員の仕事への責任感を強め、仕事能力を高め、したがって報酬へと結びつく結果、個人消費をも高めるから、結局は企業にとってプラスになると述べている。
- 29) 企業は、社員を長期に育成することに関して、従来ほど責任を持てなくなってきた。しかし多くの個人においては、依然として企業主導によるキャリア形成システム (異動や研修制度など) に過度に期待する風潮が根強いのではないだろうか。この背景には、①転職には収入低下や一時的な生活の不安定が伴うこと等から、働く人が転職を自動的に回避していること、②就業規則に定められるような企業システムとしての職務専念義務が存在すること、などが考えられる。
- 30) ここで言う「能力」は、医学的な意味での障害の度合ではなく、技能・知識の習得のことである。また「能力開発」は、そのような障害を改善・治療することではなく、個人の技能や知識を高めることをさしている。この観点からみれば、通常の能力開発プログラムが実施困難な場合は、医学的な意味での障害を治療するのではなく、技能・知識の習得方法を変えたり、仕事を細分化・再構成したりするなど、個々に見合った技能・知識の習得を目指す必要がある。障害者が負う能力開発の自己責任は、その一部を社会システム (専門機関等) が肩代わりするべきであろう。そのひとつとして、社外研修の一環として、企業が、障害のある社員を障害者能力開発校へ派遣し、技能習得を行わせる方法が既に行われている。
- 31) たとえばコリンズら (1995) は、業界で卓越した実績を残し、他の経営者の尊敬を集め、設立以後 40 年以上も経過しているのに、何度か最高経営責任者が世代交代し、主力商品も移り変わっている 18 の大企業の調査結果から、企業の収益力は会社を存続させるための手段ではあるものの目的ではないと言いつっている。
- 32) 太田 (2001) は、「ベンチャー型のワークスタイル」のメリットを説きながらも、「多産多死を宿命とするベンチャー企業では、経営者がいくら大企業のような長期安定雇用を保障しようとしても無理」と警鐘を鳴らしている。

- 33) 眼球のうちカメラのフィルムにあたる部分（網膜）の血管が異常に増殖し眼球の内部に伸びてしまった状態。発症してもほとんどは自然に治癒するが、重症になると出血したり、網膜剥離をおこして失明する危険性もあるとされる。
- 34) 最高裁平成4年（オ）200号損害賠償請求事件、平成7年6月9日第二小法廷判決。医療過誤判例百選第二版（別冊ジュリストNo.140、有斐閣、pp.162）所収。
- 35) 何らかの原因によって血液中の凝固因子が不足しているため、体外出血や内出血の際、血が止まりにくいうのが血友病である。患者によっては手足の関節で内出血が繰り返しこり、慢性的な関節障害が出て車椅子使用者になるケースもある。1970年代初期までに、血液のうち一部の凝固因子が濃縮されたフリーズドライの製剤が処方可能となり、家庭、職場、学校等日常での患者による自己注射が可能になった。
- 36) 読売新聞（2001.3.28、朝刊）、日本経済新聞（2001.3.28、朝刊）等を参考にした。
- 37) 医師免許は診療別には分かれておらず、専門医に関する法的制度は存在しない。医師法6条3項に基づき、医師は同法70条1項の法定診療科名を2年ごとに届け出るだけで済む。その後、個々の臨床経験と併せ、学会等での論文執筆や研修等で専門性を高めていく。裁判では、医師が専門外の診療をしたというだけでただちに過失にはならない代わりに、専門外の診療をしても注意義務が軽減されることもない。したがって医師は、患者の疾病が自分の分野に該当しないと判断した場合は、しかるべき専門医へ紹介すべきだとされているのである。
- 38) 民法研究ではこれを「与える債務」と呼ぶ。
- 39) 同じくこれを「なす債務」と呼ぶ。
- 40) 「しばしば『専門家』の提供する給付内容の多くが、『なす債務』に関わり、しかも、不確定要因についての予測を含む裁量的性格が強いことから、『専門家』の債務には結果保証をともなわない『手段債務』的なものが多いことが指摘されている」「現行民法典における契約責任の理論構造が、主として『与える債務』を念頭に構築され、『なす債務』についての規定の不備がめだつことは周知の通りである」（河上、1995）
- 41) インフォームド・コンセントは、医師による説明の義務と患者による選択・決定の権利があることを認める考え方で、1957年アメリカにおける裁判で、危険性の説明と患者の同意とがないままに治療を実施することを暴行と判断し罰したのが始まりである。
- 42) がんを告知したことが不法行為に当たるとして起こされた裁判で、医師の裁量を認め原告（患者）側が敗訴した判例がある（名古屋地裁昭和58年5月27日判決。判例時報1082号（pp.91））。だが当然、告知を望まない患者も存在する。現在では、患者には病名の告知を放棄する権利もあると考えられている。
- 43) 例えば臓器提供における近親者の位置づけは、欧米と日本とでは全く異なる。すなわち脳死判定後の移植についてアメリカ、スウェーデン、ドイツ等では「本人=賛成、なおかつ、家族=反対」「本人=意思表示無し、なおかつ、家族=賛成」のいずれの場合にも移植可能であり、フランス、イタリア、スペイン等では「本人=意思表示無し」の場合、家族が賛成／反対のいずれであっても移植できる。これに対し日本では、「本人=賛成、なおかつ、家族=賛成」でなければ移植できないことになっていて、本人、家族の両方の意思が尊重されている。

- 44) 最高裁第3小法廷平成12年2月29日判決。毎日新聞(2000.2.29夕刊)等を参考にした。
- 45) 医療過誤判例百選〔第二版〕(別冊ジュリストNo.140, pp.10-29, 1996)
- 46) 例えば、太陽の家・旭寮(1993)、全日本手をつなぐ育成会(1998)等はその一例。あるいは、精神障害者の就職を支援するための技法に限られるものの、知的障害者にも援用可能な倉知(2000)等がある。
- 47) 松友(2000)はまた、こうした親の会の発想が形成された背景に、「障害を治す(軽減する)」という治療教育の理念に代表されるような専門家や施策の影響があったことを指摘している。同様に平田(2000)も、「知的障害をもつひとが『弱者』であることを認めたのは、知的障害をもつ当事者ではなくて、むしろ福祉国家体制における福祉の専門家」と述べている。
- 48) ここで安井が言う「専門職」は、本章では専門技術スタッフにほぼ該当すると考えられる。
- 49) 現行の介護保険制度では、ホームヘルパーが訪問介護サービスを提供する場合の報酬として、①身体介護が中心である場合、②家事援助が中心である場合、③身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる場合の3つに分類され、所要時間30分単位で料金が設定されている(平成12年2月10日厚生省告示第19号)。複合型は③に該当し、②よりも③の方が、また③よりも①の方が時間単価が高い。
- 50) 患者には薬効があるように説明して投与する偽薬によって快復に向かうこと。不安や思いこみ等によるとみられる痛みや発作をもつ患者に対し、実際に適用される場合がある。
- 51) 一般に「依存」の対語は「自律」ではなく「自立」である。「経済的自立」「精神的自立」という表現にみられるように、「自立」には他の個人の支配・管理や支援を受けずに経済的、精神的に独立して生活するといった意味が含まれていると思われる。後述の自立生活運動の「自立」もこれに当たると思われる。他方、「自律」は「他律」の対語で、自分の感情を制御し、規律を自らに課して行動するというニュアンスを含み、「精神的自立」に近いかも知れない。ここでは自己決定に際しての自助のあり方について論じるため、「自立」よりも「自律」に着目している。
- 52) 自律(autonomy)とよく似た概念に自己統治(autogovernment)、自己管理(autogestion)がある。これらは、他国に支配されない自立した国家、あるいは労働者代表によって管理される工場といった、組織・集団に用いられる用語だが、本文にあるように、欧米文化・思想における理想的個人観においても用いられる。
- 53) 「自己対象」はコフートの理論の用語で、自分を心から愛してくれる人、安心感を与えてくれる人、同じ人間だと感じさせてくれること。「自己対象」によるサポートは、自己を満たし安定させるために、そのような人たちを身近に存在させることにする。あるいは親がそのような役割を果たし、結果としてそのような環境に置かれることを言う。例えば若者がカルトの信者となるのは、足りない「自己対象」を求めて一時的な満足感を得るためにあると解釈される。
- 54) 社会学者である森(2000)は、こうしたコフートの理論が人間の自己愛を過度に重視している点を批判しつつ、コフート理論の紹介者である和田の著作の中に、親が子供の自己愛を満たすために、子供が他者の劣等性を“馬鹿にする”よう仕向けることを推奨している部分さえあることを指摘し、批判している。
- 55) 社会学ではこのことを「家族の社会化」とか「生活の社会化」等と呼んでいる(松村, 2000)。例えば桜

井（1984）は、「子どもの教育やしつけ、健康などといった、かつてなら家族内部で解決されていたことがらも、いまでは国家や地域自治体などの社会政策の対象とされてしまい、「父」や「母」の役割はかつてなく減少させられてしまった」と述べている。

- 56) 施策の案を官庁がホームページで公開し、広く国民から意見を求めるやり方は、既に日本でも採用されている。コンセンサス会議はこれよりさらに進んだ方法である。
- 57) 「レイ・エキスパート」とは、例えはエイズを例に取ると、HIVに感染している患者の中でエイズに関して医師よりもはるかに多くの専門情報を持っている人たちを言う。彼らは、差し迫った事情から自分の病気に関して最新の論文入手するのに多くの時間を割いたり、同じ立場の患者から実際的な情報を数多く収集し他の患者のために役立てることに努め、専門技術スタッフとの情報格差に正面から挑戦している人たちである。「レイ・エキスパート」とピア・カウンセラーとは、専門知識への積極的なアクセス、当事者の日常的な視点からの情報の重視、専門情報を占有せず利益の一致する人と分かち合おうとする態度等の側面が共通している。
- 58) 「p-type の援助者」とは、医療分野で言われる一次医療や“家庭医”が提供する primary care をイメージした造語で、第一線で一人の患者の全ての訴えを聴き、必要な専門技術スタッフ（specialist）へ紹介しながら経過を見守る最も身近で基本的な（primary）窓口となるタイプの援助者を言う。なお、「p-type」の p は primary に由来している。（依田、2000）
- 59) この理由は、サービスを提供した専門技術スタッフへ、当事者がクレームを言いたい場合であって、なつかつ、その内容を「p-type の援助者」が代弁するような状況にある時、「p-type の援助者」と専門技術スタッフとの立場が相反するからである。分業によって専門分化した結果、専門性の責任の範囲も限定され、それゆえそれぞれの専門技術スタッフは、技術的にも、またその責任においても、限定的な活動にしか従事しなくなるから、個人の意思を代弁し利益を守る立場からはますます遠のくだろう。したがって、2つの立場の分離は一層重要なのである。
- 60) CIL には介助利用者と介助提供者との双方が登録しており、そのあっ旋を行う他、住宅情報・求人情報の提供、医療や経済生活の相談、カウンセリング等のサービスを提供している。
- 61) 征矢（1998）は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」のリハビリテーション概念成立の基盤が、既に1910年代の英米において成立しており、また1983年に採択された ILO159号条約で定義されている職業リハビリテーションの範囲と、「障害者の雇用の促進等に関する法律」のそれとは一致するとしている。
- 62) ピア・カウンセラーやその技法であるピア・カウンセリング（peer counseling）の意義については、この他にも安積（1995）等を参照。
- 63) vernacular という言葉は、この他にも、個々の職業に特有の隠語を意味したり、「慣用の」「世俗的な」「現地の」等の意味で使われることがある。
- 64) ボランティアは、日本では「無償の奉仕」という意味が強調され易いが、本来の volunteer は、有償・無償に関わらず、社会的に価値がある行動を自発的に行う場合を指すことばである。
- 65) さらにクレーゲル（1994）は、ある種の施設のような隔離された環境で準備性（readiness）を整えることは無意味だと断言している。

- 66) 小川（1993）は、ヴァージニア・コモンウェルス大学リハビリテーション研究研修センターでの経験から、アメリカのジョブコーチが駆使する課題分析（task analysis）、最小限の介入による指示（least intrusive prompts）、タイムディレイ（time delay）、強化スケジュールといった、行動療法を応用した様々な技法が、日本の様々なタイプの職業リハビリテーションの場面へも応用可能であることを指摘している。
- 67) たとえば製麺工場で、工程の途中で材料を混入するタイミングや量、機械で練る時間、およびこれらの機械操作の方法などは、どこの工場でも大抵同じである。しかし、仕事をすすめるうえで重要なのは、それだけではない。材料が足りなくなったときに、その製造ラインの職長が他の製造ラインに余剰材料があることを知っていれば、インフォーマルな人脈を通じて融通する約束を取り付け、経理上の知識を駆使して会計担当者と交渉し原価計算上の処理を済ませることも可能である。材料が足りないからと言って、正規の組織的対応を待つのでは、製造工程全体が停止し、人手を遊ばせ、かえって大きな損害を出すかも知れない。
- オフィス・ワークでも、税務・会計、特許法、PL法、あるいはOA機器操作等の知識・技術・資格だけが、重要なのではない。営業担当者にはあまり知らされていない細かい商品知識や、台帳ではわからぬ物品の所在、書類規程にはないが慣習で決まっている書類の作り方や整理方法、会社独自の稟議・根回しの方法、取引先とのつきあい方等々、本来の業務の周辺にある、インフォーマルな知識・技術・人脈等が機能しなければならない。
- 68) 木下（1999）は、日本の労働者が、本来仕事の成果によって直接測られるべき実力よりも、出身大学の格付け等による間接的な評価をもって仕事の能力と見なされてきたと指摘する。
- 69) これは、欧米の企業が個人プレーヤーの集合体であると言っているのでは決してない。例えば、『断絶の時代』の著書で知られるアメリカの経営学者ドラッカー P.F. (2000) は、組織に働く者は誰でも、組織内の「ほかの者が彼の貢献を利用してくれるときにのみ、成果をあげることができる」とし、「それらの人と関わりをもち、自らの貢献を利用してもらい、（組織の）成果に結びつくようにしなければ、（企業内の個人は）いかなる成果もあげられない。」「組織は一人ひとりの人間の強みを発揮させるための仕組みである。」と述べている。
- 70) ただし、社会福祉サービスの一部には利用者負担のしきみがあるのに対し、障害者職業センターの行う職業リハビリテーションの措置は無料である等（障害者の雇用の促進等に関する法律9条の9）、異なる側面を持つ。
- 71) たとえば、500 ml入りのペットボトルに入った清涼飲料が売れ始めると、他の多くのメーカーが追随し同様の製品を大量に生産し、市場へ投入する。このとき、消費者が500 mlは一度に飲み切れないから400 mlがほしいと考えても、やはり500 mlを購入することがある。このように、市場原理の前では消費者の個別性がかき消され易い。
- 72) 医師によってあまり説明が為されないままに行われる治療薬の処方等がこの例である。
- 73) 民法に基づく契約者双方の対等な関係が建前としてあるにも関わらず、実際には消費者が抱えるこうした立場の弱さを現実的な視点から捉えた、いわば消費者保護のための民法典の修正法理として、1995年施行の製造物責任（PL: Product Liability）法などがある。製造物の欠陥によって消費者が何らかの損害を受けた場合、通常の法理では、消費者が製造者に故意、過失のあった事を立証しなければならないのにも関わらず、製造者の組織の内部まで立ち入り、製造過程にある欠陥の発生のメカニズムを調査することは

難しいから、結局責任の追及ができない。これに対し PL 法では、製造物の欠陥と損害との因果関係さえ立証すれば、製造者の故意、過失の立証までしなくても責任を負わせることができる。

74) 従来から当事者団体がこの役割を担ってきた経緯がある。また第三者の立場からコミュニティワークを行なう NPO (Non-Profit-Organization) の役割も、今後は重要である。

文 献

- 秋山智久, 2000, 『社会福祉実践論』, ミネルヴァ書房
- 安積遊歩, 1999, 「障害当事者からみた専門職—私たちは自分の人生への誇りと体験を分かち合う—」『季刊 福祉労働』第 84 号, pp. 86-92, 現代書館
- 安積遊歩, 1995, 「〈私〉へ—30 年について—」安積・岡原・尾中・立岩 (共著)『生の技法』, 藤原書店
- アンダーソン, C. M. レイス, D. J. ハガティ, G. E (鈴木浩二・鈴木和子 (監訳)), 1988, 『分裂病と家族 (上・下)』, 金剛出版
- 石渡和実, 1998, 「自立生活センターの活動にみる重度障害者の役割」工藤・石渡・金子・澤邊・三宅・丹野・秋元 (共著)『地域ベースの障害者雇用支援システムに関する研究』障害者職業総合センター調査研究報告書 No. 25, pp. 26-
- 池原毅和, 2001, 「障害者差別禁止法に関する国際的動向」『ノーマライゼーション—障害者の福祉—』2001 年 9 月号, pp. 26-
- 今村仁司 (編), 1988, 『現代思想を読む事典』, 講談社現代新書
- 今村仁司, 1994, 『近代性の構造』, 講談社
- イリイチ, I. (桜井直文(監訳)), 1991, 『新版 生きる思想』, 藤原書店
- 大久保幸夫, 1999, 「自営業が急速に減りつつある日本」『Works』No. 32, ワークス研究所
- 太田 肇, 2001, 『ベンチャー企業の「仕事」』, 中公新書
- 岡原正幸, 1990, 「コンフリクトへの自由—介助関係の模索」安積・岡原・尾中・立岩 (共著)『生の技法』, 藤原書店
- 岡本浩一, 2001, 『無責任の構造』, PHP 新書, PHP 研究所
- 小川 浩, 1993, 「ジョブコーチの援助技術」『職業リハビリテーション』第 6 卷, pp. 74-77
- 加藤尚武, 2000, 『21 世紀の倫理を求めて』NHK 人間講座放送テキスト, 日本放送協会
- 金子郁容, 1992, 『ボランティア—もうひとつの情報社会—』, 岩波新書
- 金子郁容, 2001, 「スイート・メント」『ユタと不思議な仲間たち』劇場プログラムリーフレット, 劇団四季
- 河上正二, 1995, 「『専門家の責任』と契約理論」『法律時報』, 1995 年 67 卷 2 号, pp. 6-11, 日本評論社
- 木下武男, 1999, 『日本人の賃金』, 平凡社新書
- 京極高宣, 1998, 『改訂 社会福祉学とは何か—新・社会福祉原論—』, 全国社会福祉協議会
- 熊沢 誠, 1997, 『能力主義と企業社会』, 岩波新書
- 倉知延章, 2000, 「就労支援の技法」蜂矢・岡上 (監修)『精神障害リハビリテーション学』, pp. 249-254, 金剛出版
- クレーゲル, J., 1994, 「援護就労の計画と実行」ヒューマンサービス研究会 (編)『援護就労の挑戦』, pp. 59-121, 学苑社
- 小関智弘, 1975, 『粹な旋盤工』, 風媒社
- コリンズ, J. C. ポラス, J. I (山岡洋一 (訳)), 1995, 『ビジョナリー・カンパニー』, 日経 BP 出版センター
- 桜井哲夫, 1984, 『「近代」の意味—制度としての学校・工場—』NHK ブックス, 日本放送出版協会
- 桜井哲夫, 1998, 『〈自己責任〉とは何か』, 講談社現代新書
- サケット D. L. 他 (久繁哲徳監訳), 1999, 『根拠に基づく医療』, オーシャー・ジャパン
- 菅野和夫, 1999, 『労働法 [第五版]』, 弘文堂
- 砂原茂一, 1980, 『リハビリテーション』, 岩波新書

- 征矢紀臣, 1998, 『障害者雇用対策の理論と解説』, 労務行政研究会
- 全国自立生活センター協議会・自立生活プログラム小委員会, 1996, 「当事者中心の自立生活サポート—自立生活センターにおける実践」『リハビリテーション研究』No. 89, 日本障害者リハビリテーション協会
- 全日本手をつなぐ育成会, 1998, 『地域生活ハンドブック3 地域の暮らしと援助』
- 太陽の園・旭寮編, 1993, 『施設を出て町に暮らす』, ぶどう社
- 立岩真也, 1995, 「『出て暮らす』生活」安積・岡原・尾中・立岩(共著)『生の技法』, 藤原書店
- 土居健郎, 1971, 『「甘え」の構造』, 弘文堂
- 土居健郎, 2001, 『続「甘え」の構造』, 弘文堂
- 戸ヶ崎文泰, 1999, 『在宅就労を中心とした障害者の就労促進に係るインターネットの活用に関する研究』, 障害者職業総合センター調査研究報告書 No. 35
- ドラッカー, P. F (上田惇生編訳), 2000, 『プロフェッショナルの条件』, ダイヤモンド社
- 日本精神薄弱者福祉連盟, 1995, 『発達障害白書1996版』, pp. 194
- 野村 進, 2001, 『脳を知りたい!』, 新潮社
- 春名由一郎, 2001, 「WHO国際障害分類(ICIDH)の改定」『精神障害とりハビリテーション』第5巻第1号(通巻題9号), pp. 63, 日本精神障害者リハビリテーション学会
- 平田 厚, 2000, 『知的障害者の自己決定権』, エンパワメント研究所
- 藤林慶子, 1995, 『福祉専門資格の現状と問題点』『ジュリスト増刊 福祉を創る—21世紀の福祉展望—』, pp. 215, 有斐閣
- 松井亮輔, 2001, 「障害者の就労支援をめぐって」『働く広場』2001年10月号, pp. 12, 雇用問題研究会
- 松友 了, 2000, 「セルフ・アドボカシーの実践的枠組み—自己決定と代弁機能との関連—」『社会福祉研究』第77号, pp. 2-8, 鉄道弘済会社会福祉部
- 松村祥子, 2000, 『現代生活論—新しい生活スタイルと生活支援—』放送大学教材, 放送大学教育振興会
- 村上陽一郎, 2000, 『科学の現在を問う』, 講談社現代新書
- 森 真一, 2000, 『自己コントロールの檻』, 講談社選書メチエ
- 森岡孝二, 2000, 「障害者法定雇用率の未達成で日航を訴えて見えてきたもの」『季刊 福祉労働』第88号, pp. 144, 現代書館
- 安井秀作, 1989, 『職業リハビリテーション』, 中央法規出版
- 安井秀作, 1999, 『障害者職業リハビリテーション・雇用制度の新たな展開—職業を通じての社会への統合をめざして—』, エンパワメント研究所
- 安田容子, 2001, 「介護の風景—16 ホームヘルパーたちの声—」, 『婦人公論』No. 1083, pp. 223, 中央公論新社
- 柳澤桂子, 2000, 『ふたたびの生』, 草思社
- 依田隆男, 2000, 「就業支援サービスにおける専門職の役割」『リハビリテーション研究』No. 101, 日本障害者リハビリテーション協会
- 労務行政研究所, 1993, 『平成5年版年間労働判例命令要旨集』, pp. 227
- 労務行政研究所, 1995, 『平成7年版年間労働判例命令要旨集』, pp. 195
- 労務行政研究所, 1997, 『平成9年版年間労働判例命令要旨集』, pp. 171
- 労務行政研究所, 1998, 『平成10年版年間労働判例命令要旨集』, pp. 214
- 労務行政研究所, 2000, 『平成12年版年間労働判例命令要旨集』, pp. 204
- 渡辺三枝子, 1999, 「日本ではカウンセリングの専門性が軽視されている」『Works』No. 33, ワークス研究所
- 和田秀樹, 1999, 『〈自己愛〉の構造』, 講談社選書メチエ